(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載されたライセンス(以下「ライセンス」という。)の調達契約に関し、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とするライセンスの調達契約をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行期間内において発注者に ライセンスを納入するものとし、発注者はその契約金 額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で 用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知(第6条第2項を除 く。)、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則とし て書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金 を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌 市契約規則 (平成4年規則第9号) 第25条の規定に基 づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りで ない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しく は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この 限りでない。

(納入費用の負担等)

- 第5条 受注者は、仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約の履行に必要な費用について負担する。
- 2 受注者は、ライセンスの納入に際し、発注者が求め る書面等を提出しなければならない。

(検査等)

- 第6条 受注者は、ライセンスの納入が完了したときは、 遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、 その日から起算して 10 日以内(以下「検査期間」とい う。)に受注者の立会のもとに納入されたライセンス の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果 を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、完了検査に合格しないときは、発注者の 指示する期間内にこれを補正しなければならない。こ の場合の補正の完了の通知及び検査については、前2 項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第7条 受注者は、完了検査に合格したときは、契約金 額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」とい う。)に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により検査期間 内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日 から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数 は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場 合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超 えるときは、約定期間は、その超えた日において満了 したものとみなす。
- 4 発注者は、受注者が発注者に損害を与えたときには、 発注者と受注者との協議成立までの間、第1項の契約 金額の支払を保留することができる。

(契約不適合責任)

- 第8条 発注者は、この契約の履行が完了した後、納入したライセンスに品名、種類、品質、数量又は有効期限に関して仕様書の内容に適合しない状態があること(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、受注者に対し、代品との取替え又は不足分の提供による履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者が請求した 方法と異なる方法により、代品との取替え又は不足分 の提供による履行の追完をすることができない。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不可能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) ライセンスの性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償 の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。 (契約不適合の担保期間)
- 第9条 発注者は、契約不適合(数量を除く。以下この 条において同じ。)を知ったときから1年以内にその 旨を受注者に通知しないときは、当該契約不適合を理 由とした履行の追完請求、損害賠償及び契約金額の減 額の請求並びに契約の解除をすることができない。

ただし、受注者がライセンスを納入する際に当該契 約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかった ときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第 10 条 受注者の責めに帰する事由により、履行期間 内にライセンスの納入ができない場合には、受注者は、 発注者に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第6条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 受注者は、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内にライセンスの納入ができないときは、直ちに理由を明記した書面により発注者に対して当該履行期間の延長を申し出なければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項以外の事由により履行期間 内に履行できないときは、受注者に対して履行遅延の 事由及び履行可能な期間等を明記した書面の提出を 求めることができる。
- 5 発注者の責めに帰すべき事由により、第7条第2項 の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、 受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約 金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に 請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第11条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の 各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に 相当する額を発注者に支払わなければならない。この 契約による履行が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法 (明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当 し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者 の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96 条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明 らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償 請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

- 第 12 条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期間内にライセンスの全部又は一部を納入しないとき。
 - (2) 第6条第3項の規定に基づき、発注者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 第8条第1項及び第2項に定める追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることがきる。
 - (1) ライセンスを納入することができないとき。
- (2) ライセンスの納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) ライセンスの一部の納入ができないとき又はライセンスの一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) ライセンスの性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札 に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不 法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をした とき。
- (7) 第4条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者そ の他経営に実質的に関与している者を、受注者が 法人である場合にはその役員、その支店又は営業 所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者 その他経営に実質的に関与している者を、受注者 が団体である場合は代表者、理事その他経営に実 質的に関与している者をいう。以下この号におい て同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進 に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において 同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進 に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員を いう。以下この号において同じ。)であると認めら れるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の 利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして いると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等 を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるい は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく は関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知 りながらこれを不当に利用するなどしていると認 められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホのいずれかに該当する者を 関連契約の相手方としていた場合(へに該当する 場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契 約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれ に応じなかったとき。
- チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき
- 3 発注者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定 により契約を解除した場合において、受注者が既納部 分のライセンスの提供を受ける必要があると認めた ときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に 合格した部分の提供を受けることができる。この場合、 委託者は、当該提供を受けた完了部分に相当する契約 金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合に受注者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合において は、発注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額 (発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過す る場合は、当該損害額)を賠償金として請求すること ができる。
 - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者 の責めに帰すべき事由によって受注者の債務につい て履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、 前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 において、破産法(平成16年法律第75号)の規定 により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 において、会社更生法 (平成14年法律第154号)の 規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 において、民事再生法 (平成11年法律第225号)の 規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保 証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保 証金をもって第1項の賠償金に充当することができ る。

(発注者に対する損害賠償)

第14条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の 責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場 合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除 き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を 賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

- 第15条 受注者は、この契約の履行において、受注者の 責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場 合には、その一切の損害を賠償しなければならない。 (契約保証金の返還)
- 第16条 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了し、 完了検査に合格した時は、契約保証金を返還しなけれ ばならない。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を 管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

- 第18条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、 最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑 義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定 めるものとする。